

少子化対策の流れ

エンゼルプラン
(平成7年度～11年度)

新エンゼルプラン
(平成12年度～16年度)

少子化社会対策基本法 次世代育成支援対策推進法
(平成15年7月成立)

- 保育関係事業を中心に具体的な目標を設定
- 設定した目標はほぼ達成。「待機児童ゼロ作戦」の展開により、目標を上回る実績もあげる。

- 保育関係事業のみならず、若者の自立や働き方の見直し、地域の子育て支援を含めた総合的な取組を進める枠組みを構築。

〔二期にわたるエンゼルプランによる保育関係事業の拡充〕

	平成6年度	平成11年度	平成16年度
0～2歳児の 保育所の受入数	45.1万人 (0～2歳児 の12%)	56.4万人 (0～2歳児 の16%)	69.4万人 (0～2歳児 の20%)
延長保育 実施育所数	1,649か所 (保育所の 7%)	5,125か所 (保育所の 23%)	13,086か所 (保育所の 58%)
放課後児童 クラブ数 (国庫補助事業)	5,313か所 (小学校区 の22%)	8,392か所 (小学校区 の36%)	12,188か所 (小学校区 の53%) 地方単独事 業を含め 15,134か所 (小学校区 の66%)

平成16年6月 少子化への対応の政府の基本的な指針として「少子化社会対策大綱」を閣議決定

平成16年12月 大綱の具体的な実施計画として、「子ども・子育て応援プラン」を策定
(平成21年度までの5か年計画)

平成17年4月 地方公共団体と企業(従業員301人以上)に対し、次世代育成支援のための行動計画策定が義務づけ
(次世代育成支援対策推進法の本格施行)

少子化社会対策大綱

○ 少子化社会対策基本法に基づき、少子化の流れを変えるための総合的な施策展開の指針として少子化社会対策大綱を策定。(平成16年6月閣議決定)

3つの視点

I 自立への希望と力

若者の自立が難しくなっている状況を変えていく

II 不安と障壁の除去

子育ての不安や負担を軽減し、職場優先の風土を変えていく

III 子育ての新たな支え合いと連帯

— 家族のきずなと

地域のきずな —

生命を次代に伝えはぐくんでいくことや家庭を築くことの大切さの理解を求めていく。子育て・親育て支援社会をつくり、地域や社会全体で変えていく。

4つの重点課題

I 若者の自立とたくましい子どもの育ち

・就業困難を解消するための取組、豊かな体験活動の機会の提供

II 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

・企業の行動計画策定・目標達成の取組
・勤務時間の短縮等の措置、再就職支援

III 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

・生命の尊さを実感し、社会とのかかわりなどを大切にすることへの理解を深める

IV 子育ての新たな支え合いと連帯

・子育て支援施策の効果的な実施、身近な地域でのきめ細かな子育て支援の取組、児童虐待など特に支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援
・妊娠、出産、子どもの育ちにかかわる保健医療

大綱に掲げる重点施策の具体的実施計画として「子ども・子育て応援プラン」を策定

「子ども・子育て応援プラン」の概要

【4つの重点課題】

【平成21年度までの5年間に講ずる施策と目標(例)】

【目指すべき社会の姿[概ね10年後を展望](例)】

若者の自立
とたくましい
子どもの育ち

- 若年者試用(トライアル)雇用の積極的活用(常用雇用移行率80%を平成18年度までに達成)
- 日本学生支援機構奨学金事業の充実(基準を満たす希望者全員の貸与に向け努力)
- 学校における体験活動の充実(全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動の実施)

- 若者が意欲を持って就業し経済的にも自立[フリーター約200万人、若年失業者・無業者約100万人それぞれについて低下を示すような状況を目指す]
- 教育を受ける意欲と能力のある者が経済的理由で修学を断念することのないようにする
- 各種体験活動機会が充実し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる

仕事と家庭
の両立支援
と働き方の見直し

- 企業の行動計画の策定・実施の支援と好事例の普及(次世代法認定企業数を計画策定企業の20%以上、ファミリーフレンドリー表彰企業数を累計700企業)
- 個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進、長時間にわたる時間外労働の是正(長時間にわたる時間外労働を行っている者を1割以上減少)

- 希望する者すべてが安心して育児休業等を取得[育児休業取得率 男性10%、女性80%、小学校修学始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率25%]
- 男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる[育児期の男性の育児等の時間が他の先進国並みに]
- 働き方を見直し、多様な人材の効果的な育成活用により、労働生産性が上昇し、育児期にある男女の長時間労働が是正

生命の大切さ、
家庭の役割
等についての
理解

- 保育所、児童館、保健センター等において中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供(すべての施設で受入を推進)
- 全国の中・高等学校において、子育て理解教育を推進

- 多くの若者が子育てに肯定的な(「子どもはかわいい」、「子育てで自分も成長」)イメージを持てる

子育ての
新たな支え合い
と連帯

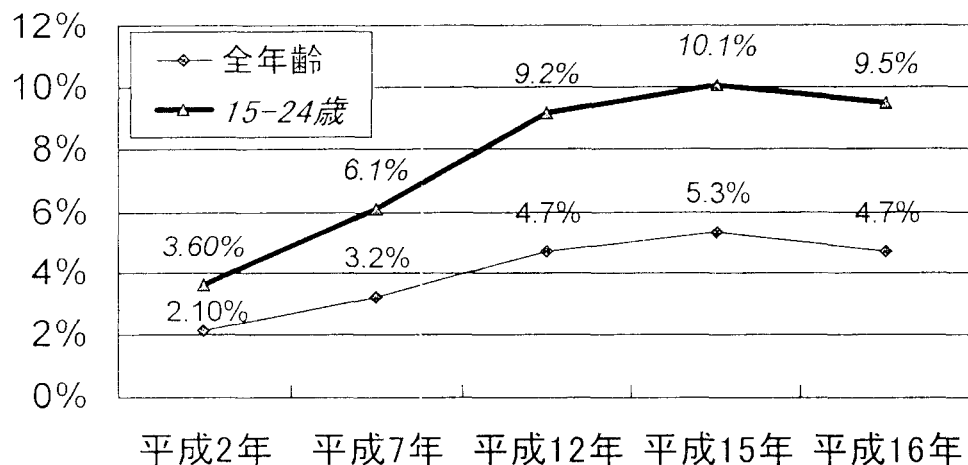
- 地域の子育て支援の拠点づくり(つどいの広場事業、地域子育て支援センター合わせて全国6,000か所での実施)
- 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開(待機児童の多い市町村を中心に保育所受入児童数を215万人に拡大)
- 児童虐待防止ネットワークの設置(全市町村)
- 小児救急医療体制の推進(小児救急医療圏404地区をすべてカバー)
- 子育てバリアフリーの推進(建築物、公共交通機関及び公共施設等の段差解消、バリアフリーマップの作成)

- 全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる(子育て拠点施設がすべての中学校区に1か所以上ある)
- 全国どこでも保育サービスが利用できる[待機児童が50人以上いる市町村をなくす]
- 児童虐待で子どもが命を落とすことがない社会をつくる[児童虐待死の撲滅を目指す]
- 全国どこでも子どもが病気の際に適切に対応できるようになる
- 妊産婦や乳幼児連れの人が安心して外出できる[不安なく外出できると感じる人の割合の増加]

I 若者の自立とたくましい子どもの育ち

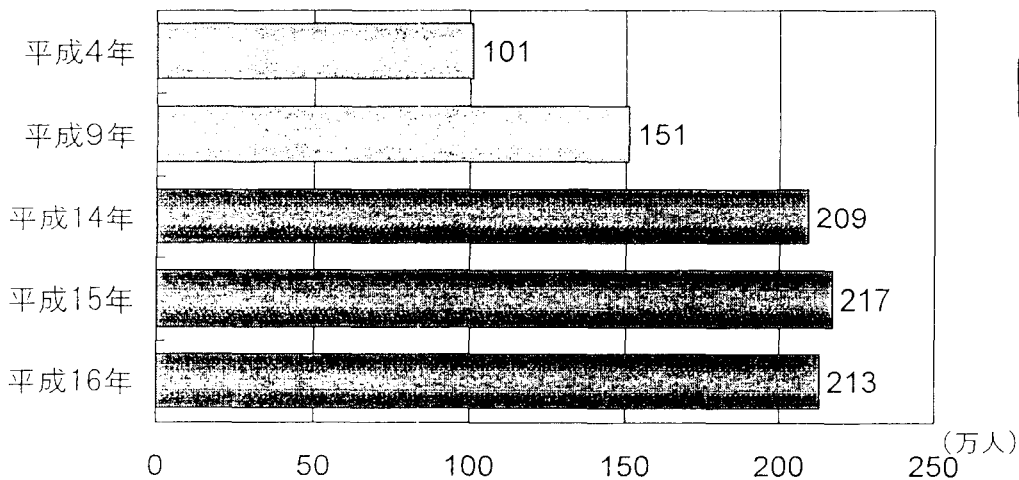
現状、問題点

○失業率の推移



資料: 総務省統計局「労働力調査」

○フリーター数の推移



具体的な施策内容・目標

- ジョブカフェにおける若年者向けの情報提供、カウンセリング、職業紹介等の一貫した提供
- 若年者試行雇用(トライアル雇用)の活用。〈目標: 常用雇用移行率80%〉
- キャリア・コンサルタントの養成、活用
〈目標: 約5万人(←15年度約2万人)〉

目指すべき社会の姿

(概ね10年後を展望)

- フリーター200万人、若年失業者・無業者数約100万人それぞれについて、低下状況を目指す。

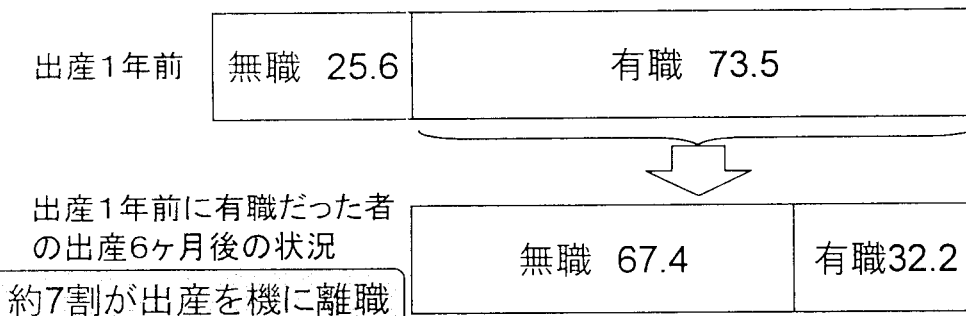
Ⅱ 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

現状、問題点

○育児休業の取得率（平成16年）

女性	男性
70.6%	0.56%

○第1子出産前後の女性の就業状況の変化



○週60時間以上就業する30代男性雇用者の割合

	30～34歳	35～39歳
1994年	18.9%	19.1%
2004年	22.7%	24.0%

具体的な施策内容・目標

- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業割合を計画策定企業の20%以上
- 長時間にわたる時間外労働（週60時間以上就業）を行っている者の割合を1割以上減少

目指すべき社会の姿

（概ね10年後を展望）

- 希望する者すべてが安心して育児休業等を取得できる（育児休業取得率 女性80%、男性10%）
- 男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる（育児期男性の育児等の時間を先進国並みに）

Ⅲ 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

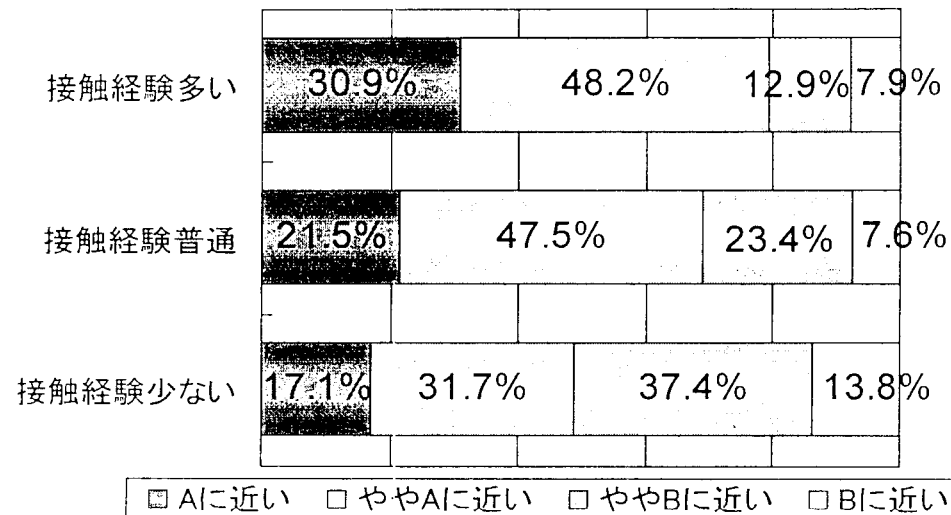
現状、問題点

○中高校生が小さい子どもと触れあう機会（平成15年調査）

触れあう機会がない	66.1%
-----------	-------

○子どもとの接触経験と子育てに対するイメージ（平成16年調査）

A：子育ては楽しい、B：子育ては辛い
0% 20% 40% 60% 80% 100%



小さい子どもとのふれあい経験が多い方が子育てに肯定的なイメージを持ちやすい

具体的な施策内容・目標

- すべての保育所、児童館、保健センターにおいて、中・高校生が乳幼児と触れあう機会を提供するための受入れを推進
- 生命の大切さや家庭の役割等に関する学校教育の充実



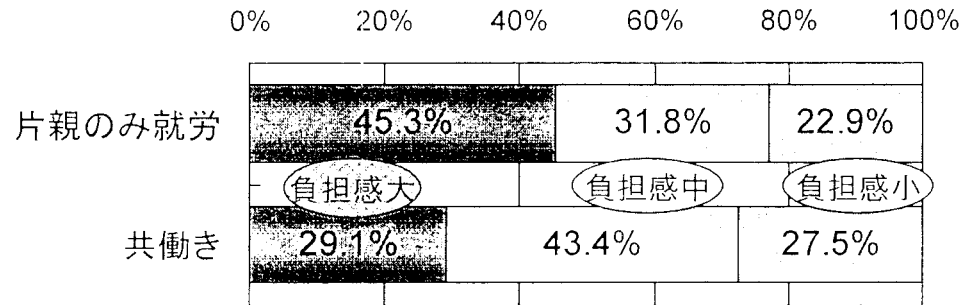
目指すべき社会の姿（概ね10年後を展望）

- 様々な場において、中・高校生が乳幼児とふれあう機会をもてるようになる
- 子育てに肯定的なイメージを持つ若者の割合が増える

IV 子育ての新たな支え合いと連帯

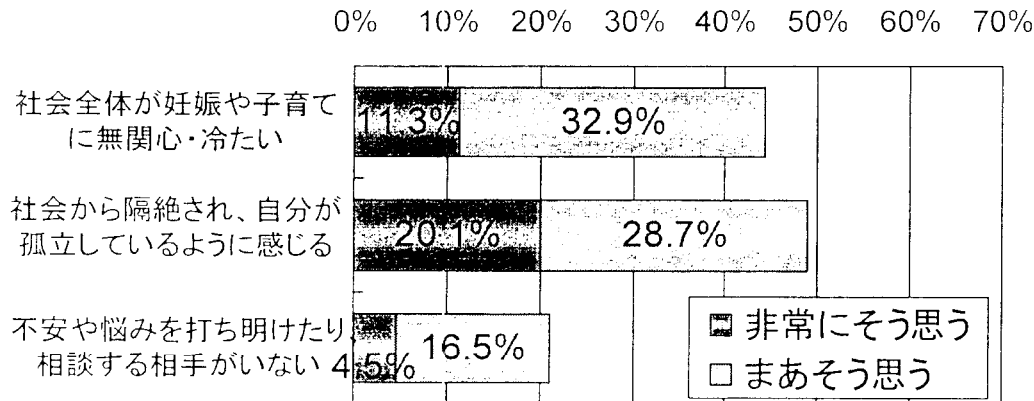
現状、問題点

○子育ての負担感（女性）（平成13年調査）



専業主婦の方が子育ての負担感を強く感じている

○妊娠中又は3歳未満の子どもの母親の意識（平成16年調査）



多くの母親が孤立感の中で子育てを行っている

具体的な施策内容・目標

- 気軽に利用できる子育て支援の拠点（地域子育て支援センター、つどいの広場）の整備
〈目標：6,000か所（←16年度 2,876か所）〉
- 保育所受入れ児童数の拡大
〈目標：215万人（←平成16年4月198万人）〉

目指すべき社会の姿

（概ね10年後を展望）

- 歩いていける場所で親子で集まって相談・交流ができる（子育て支援拠点がすべての中学校区に1か所以上ある）
- 孤独な子育てをなくす（誰にも相談できない人の割合が減る）
- 保育所待機児童が50人以上いる市町村をなくす

○保育所待機児童（平成17年4月）

待機児童数	23,338人
待機児童50人以上市町村数	94市町村

次世代育成支援のための行動計画の策定

次世代育成支援対策推進法(平成17年4月から10年間の時限立法)

地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進

都道府県・市町村

- 地域における子育て支援や母性、乳幼児の健康の確保・増進、教育環境の整備等を内容とする行動計画(5か年)の策定
- 子育て支援に関連する14の事業をはじめとして、できるだけ具体的な目標を掲げることを推奨

行動計画の策定状況(17年10月現在)

都道府県 : 1県を除いて策定済み

市町村 : 12市町村を除いて策定済み

企業(事業主)

- 仕事と子育ての両立支援のための雇用環境の整備、働き方の見直しに資する労働条件の整備等を内容とする行動計画(2~5か年)の策定
- 行動計画を策定、実行し、一定の要件を満たした企業については、厚生労働大臣が認定

行動計画の策定状況(17年末現在)

大企業 : 97.0%(12,183社)が策定届出
(従業員301人以上 — 策定が義務付け)

中小企業 : 1,422社が策定届出
(従業員300人以下 — 策定が努力義務)

地方公共団体の行動計画の推進

- 市町村及び都道府県は、次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を策定、公表。(平成17年10月1日現在で、未策定の12市町村以外のすべての市町村が行動計画を策定)
- 策定された行動計画を集計すると、以下のような子育て支援事業の拡充が盛り込まれている。

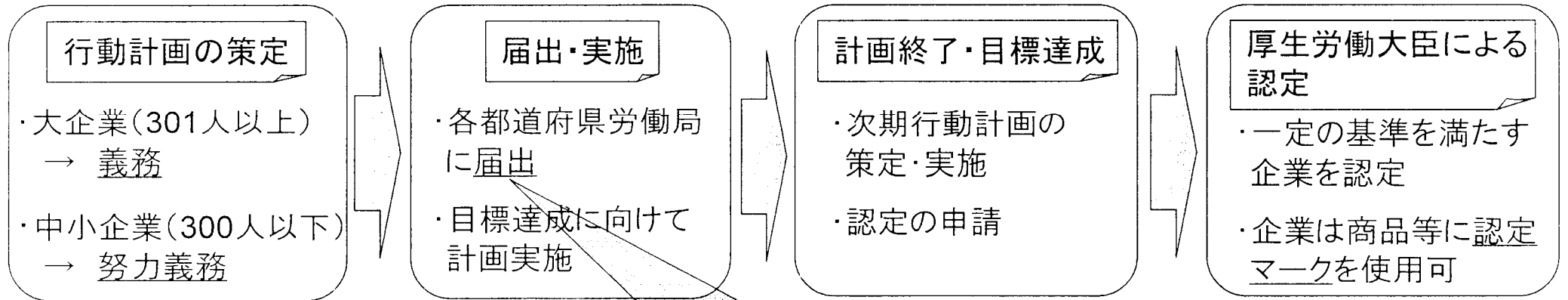
	平成16年4月	→	平成21年4月	子ども・子育て応援プランの目標値
通常保育事業(保育所定員数)	203万人		216万人	215万人
放課後児童クラブ事業(クラブ数)	15,134か所		17,622か所	17,500か所
子育て拠点の設置 ・地域子育て支援センター(施設数) ・つどいの広場(か所数) ファミリー・サポート・センター(か所数)	2,945か所 2,786か所 159か所 379か所		6,352か所 4,625か所 1,727か所 833か所	6,000か所 4,400か所 1,600か所 710か所
一時・特定保育事業(保育所数) ショートステイ事業(施設数) トワイライトステイ事業(施設数) 病後児保育事業(施設数)	5,682か所 529か所 300か所 496か所(派遣型含む)		9,829か所 844か所 574か所 1,487か所(派遣型含む)	9,500か所 870か所 560か所 1,500か所
延長保育事業(保育所数) 休日保育事業(保育所数) 夜間保育事業(保育所数)	12,954か所 618か所 67か所		16,502か所 2,027か所 151か所	16,200か所 2,200か所 140か所

※平成16年度実績は全市町村分、平成21年度目標値は平成17年10月1日時点で行動計画を策定済みの2,227市町村分を集計。

次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施

[平成17年4月1日～]

[平成19年4月1日～]



行動計画例

- 1 計画期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日まで
- 2 内容
 - 目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする
 - 男性:年に〇人以上取得
 - 女性:取得率〇%以上
 - 対策 平成〇年〇月 管理職を対象とした研修の実施
 - 平成〇年〇月 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を年に〇回実施
 - 目標2 ノー残業デーを月に1日設定する。
 - 対策 平成〇年〇月 部署ごとに検討グループを設置
 - 平成〇年〇月 社内報などでキャンペーンを行う
 - 目標〇 …
 - 対策 …

平成17年12月末時点の届出状況

301人以上企業の**97.0%**

(4月末:36.2% 6月末:59.5% 9月末:84.4%)

※ 24の県で100%を達成



次世代認定マーク

認定基準

- ・行動計画の期間が、2年以上5年以下であること。
- ・策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- ・3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
- ・計画期間内に、男性の育児休業等取得者がおり、かつ、女性の育児休業等取得率が70%以上だったこと。
- など

平成18年度における次世代育成支援対策の主な取組

地方公共団体や企業の策定した行動計画に基づく取組の支援

地方公共団体

- 次世代育成支援対策交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金の充実によるハード、ソフト両面での支援
- 多様な保育サービスや放課後児童クラブの充実、小児科・産科医療体制の推進

企業(事業主)

- 育児休業取得者や短時間勤務制度の適用者が初めて出た中小企業事業主に対し5年に限り特別に手厚い助成の実施
- 育児・介護休業中の従業員の職業能力開発の取組等を行う事業主への助成措置の拡充

経済的支援の拡充

児童手当の拡充

- 支給対象年齢の拡大(小3まで→小6まで)、所得制限緩和による支給率の拡大(おおむね90%に)(18年4月から)
※ 三位一体改革に伴い、公費負担分に対する国庫負担割合を2/3から1/3に変更

出産・乳幼児医療

- 出産育児一時金の引上げ(30万円→35万円)(18年10月から)
- 乳幼児に対する自己負担軽減措置(2割負担)の対象者の拡大(3歳未満→義務教育就学前)(平成20年目途)
- 不妊治療に対する支援の拡大(1年度10万円・通算2年→通算5年)

子育てする女性の再就職・再就業支援

- マザーズハローワーク(仮称)を新設し、子ども連れで相談しやすい環境の整備、地方公共団体等との連携による子育て情報の提供、個々の希望を踏まえた相談・求人確保等の就職支援
- 女性の起業支援(情報提供、子育て女性への助成制度等)